

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人成春館（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員（以下役員等とする。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員等が評議員会、理事会、監査に出席したときは、報酬日額として5,000円(税抜)を支給する。ただし、評議員会と理事会が同日に開催された場合は併給しない。また、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、その都度、通貨をもって本人に支給する。

- 2 法令等に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、役員等支給すべき金額から、その金額を控除して支給するものとする。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の各年度の総額は360,000円を超えない範囲とする。また、全監事の各年度の総額は120,000円を超えない範囲とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。